

その後夜になって、テレビで聴覚障害児死亡事故裁判の進行状況をまとめたニュース報道がありました。

以下は、「関西NEWS WEB」と「NHK NEWS WEB」で報道された内容

「聴覚障害児死亡事故裁判 運転手側 将来収入4割」の一部です。

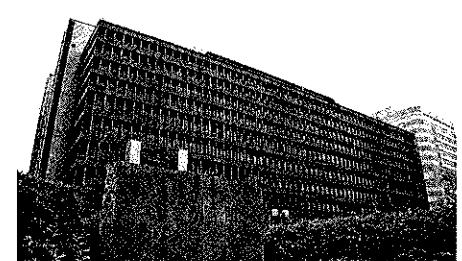
（前略）——聴覚に障害のある女の子が死亡した事故をめぐり賠償額について争っている裁判で、女の子が将来得られた収入について、運転手側はこれまでの主張を撤回し、将来得られる収入は、事故当時の聴覚障害者の平均賃金で算出すべきだとして、賠償額を引き上げる方向に主張を変えました。しかし、これは、男女全体の平均賃金のおよそ6割にとどまつていて、父親の井出さんは『娘がもし生きていたら中学3年生で、将来の夢もあつたと思う。相手の主張は変わつたが、聴覚障害を前提にして娘の将来を決めておいて、差別だと思うので許せません』と手話を交えながら話していました。——

（中略）——これまでの裁判で運転手側は、賠償額について、「聴覚障害者は思考力や言語力、学力を獲得することが困難で、就職自体難しい」として、井出さんが将来得られる収入は健常者の女性の4割だ

裁判で聴覚障害者の平均年収の金額の算出根拠や、安優香さんの聴力の程度が金額算定の基準になつて争われている事に対して疑問を感じています。

「聴覚障害は社会の障壁によって発生する」と考えられるようになつた時代です。

これによつて、安優香さんのような若い聴覚障害者にとって、コミュニケーションの場の保障、学問の場の保障、社会的



大阪地方裁判所

午前10時半、公益社団法人大阪聴力障害者協会は、井出安優香さんのご両親とともに、大阪地方裁判所 第15民事部へみなさまからいただいた二次署名用紙を提出しました。7月17日～9月21日までの期間中、全国の皆様から集まつた署名は、7,246筆に達し、一次署名と合わせて108,931筆（紙署名89,532筆、電子署名

と主張したのに対し、遺族側は、障害者への不当な差別だと訴え、差別のない判決を求める10万人分余りの署名を裁判所に提出していました。

大阪地方裁判所で開かれた29日の裁判で、運転手側はこれまでの主張を撤回し、将来得られる収入は、事故当時の聴覚障害者の平均賃金で算出すべきだとして、賠償額を引き上げる方向に主張を変えました。しかし、これは、男女全体の平均賃金のおよそ6割にとどまつていて、父親の井出さんは『娘がもし生きていたら中学3年生で、将来の夢もあつたと思う。相手の主張は変わつたが、聴覚障害を前提にして娘の将来を決めておいて、差別だと思うので許せません』と手話を交えながら話していました。

「生産性」とは何でしようか。私も若い頃いわれた事ですが、その頃と比べて障害者の「生産性」が争わっています。大人になつた時、ます、この議論を持ち出すことに対する違和感があります。

今回の裁判では、聴覚障害者の「生産性」が争わっています。大人になつた時、能力さえあれば、聞こえることになりたいと思った自分になれる道は今よりさらに開けています。

しかし、今は私たちの長い間の運動や、社会の障害者問題に対する理解の深まりで、障害者が幅広い社会の第一線で活躍しています。

なによりも大事なことは、

な障害者理解は限りなく拡がっています。大人になつた時、能力さえあれば、聞こえることには問題にならず、聞こえないは問題にならず、なりたいと思った自分になれる事でしょう。

運転手側の主張は、これらの現状をすべて否定して、「聞く変わつてきました。昔は手話で否定されていました。高等教育を受ける機会も制限されてしまふ」とありました。高校時代に手話を否定され、職場でのコミュニケーションも大変でした。

しかし、今は私たちの長い間の運動や、社会の障害者問題に対する理解の深まりで、障害者が幅広い社会の第一線で活躍しています。

本誌編集者

今回の傍聴で「回目」。肌寒くなる時期なのに前回の7月と同じぐらいの暑さでした。裁判所のシーン撮影後に手話通訳の再入場まで担当の連絡不備で少し遅れての開廷、前回と同じく聴力検査の資料確認だけかと思いきや、被告側より逸失利益の請求額を障害者雇用実態調査の聴覚障害者の平均賃金での算出の話を出した。この数字は今の世相を反映したもので妥協を図ろうとの意図が見え隠れするが、共生社会を目指して活動してきた成果が少しずつ芽が出てきているうえに、これからのがい世代はもつと多くの可能性・選択肢があつたはずだ。それを障害があるからといって、現在のデータにあてはめようとするのは差別を無くす運動の後退に他ならないし、差は全然無くならない。私たち聴覚障害者の人権を守るためにも絶対に妥協すべきものではないと思つた。

大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故の公正な判決を求める要請署名	
2021(令和3)年9月22日 提出	
紙署名	6,705 筆
電子署名	541 筆
合計	7,246 筆

公益社団法人大阪聴力障害者協会
大阪市東成区中道1-3-59
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階
FAX: 06-6748-0383 TEL: 06-6748-0380



裁判官が変わりました。
②公判の法廷が今までと比べて広い202号法廷に変更されました。（旧優生保護法裁判につも使われた法廷と同じです。）

二つの変更の理由は説明がありませんでしたが、法廷の移動は傍聴希望者の数や、10万を遥かに超えて集めた署名の数の効果ではないかと思いました。法廷が広くなつたことで、傍聴者が今までより多く集められるようになります。次回は、呼びかけて沢山の傍聴者で裁判の行方を見守りたいと思います。

9月29日公判を傍聴して

磯野孝副会長

2021年9月29日、生野聴覚障害児死亡事故裁判があり、応援を兼ねて傍聴に行きました。前回は受けなかつたの二回目の参加です。今回の傍聴者は記者も含めて35名くらいでした。

二つ、今回から変わったことがあります。

①裁判官が変わりました。

裁判官は被告（運転手側）と原告（井出さん）との間で、裁判長の指示に沿つて双方の弁護士により、証拠になるもの一つ一つの確認作業が進められました。裁判に慣れていない私にとっては、本当に事務的な確認作業に見えました。証拠として、確認されたいたのは井出安優香さんの聴覚障害者の平均賃金2,000円を証明するデータ等の確認と提出日の確認のやりとりがありました。今日は証拠になる文書と裁判所への提出日の確認のようない形で、すぐ（15分位）終わりました。次回は、12月15日（水）午前11時30分から今日と同じ法廷で開かれます。

ここまでが直接見た公判の状況です。